

# 組織的対応の流れ (学校全体の取組)

日常の観察・アンケート・教育相談・周りの生徒・保護者の訴え等

主任連絡会

教頭・生徒部・教育部・校務運営部・生徒指導課・教務課・養護教諭・学年主任・総務課・就職進学指導課・体育指導課

情報を得た教職員

担任・学年主任等

生徒指導課主任

いじめ問題対策委員会

〈構成員〉

校長・副校長・教頭・生徒部・生徒指導課・教務課  
養護教諭・教育相談・各学年主任・コース主任  
※事案の内容により、構成員の編成を行う

報告・共通理解

調査方針・役割分担

報告・事案関係の把握・指導

指導方針の決定・指導体制の編成

教頭

校長

召集

職員会議

報告  
共通理解

適宜連絡

保護者

(加害者・被害者)

報告・支援

関係機関

暴力・恐喝等の犯罪行為の場合

問題解決に向けた取組みと指導

継続指導・経過報告

観 察

再発防止・未然防止への取組み

学校だけで指導が困難な場合

- ・警察
- ・福祉事務所
- ・その他機関

いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。